

畑作物共済（ホップ）重要事項説明書

畑作物共済（ホップ）への加入にあたり、あらかじめご承知いただきたい重要事項をご説明いたします。

1. 加入方式

| | |
|---------------------|---|
| 全相殺方式 (8割・7割・6割) | 組合員ごとの減収量（その組合員の基準収穫量から収穫量を差し引いた数量）が、その組合員の基準収穫量の2割を3割・4割を超えるときに共済金を支払う方式。生産量の概ね全量を出荷しており、その出荷資料により収穫量を適正に確認できること、又は、青色申告書及びその関係書類により収穫量が適正に確認できることが条件。 |
|---------------------|---|

※基準収穫量：いわゆる平年収量のことで、その年の天候が平年並みで、肥培管理等が普通一般並みに行われた場合に見込まれる収量です。

| 特約 | 内 容 |
|--------|---|
| 自動継続特約 | 毎年産継続して加入される場合、申し出により翌年産以降において、申込みをする意思表示を行わなくても畑作物共済の申込みがあったとする旨の特約。 |

2. 共済事故

風水害、干害、冷害、ひょう害、その他の気象上の原因（地震及び噴火を含む）による災害、火災、病虫害及び鳥獣害によるホップの減収。

3. 共済責任期間（補償期間）

発芽期（新植をする場合は通常発芽する時期）から収穫期まで。なお、収穫とは適期に刈り取りして、適期に圃場から搬出することです。

4. 加入資格者

農業共済組合の区域内に住所を有しホップの栽培業務を営む者のうちで、栽培面積が5アール以上の者。

5. 加入申込みと契約（共済関係）の成立

組合が定める加入申込期間中に、畑作物共済（ホップ）加入申込書兼畑作台帳に必要事項を記入・押印の上、申込み、組合がこれを承諾したときに契約（共済関係）が成立します。

6. 共済金額（補償金額）

$1\text{ kg 当たり共済金額} \times \text{組合員の基準収穫量} \times 8 \cdot 7 \cdot 6\text{割}$

※1 kg 当たり共済金額は、次のとおりです。

<H31年産>2,180円

1,960円、1,740円、1,530円、1,310円

7. 共済掛金（1年間）

共済掛金の額＝共済金額×共済掛金率

注）共済掛金のうち、55%は国が負担します。

なお、共済掛金に加え、賦課金（事務手数料）もご負担いただきます。

8. 共済金

（8割補償の場合）

共済金の支払額＝1 kg 当たり共済金額×共済減収量

注）共済減収量＝下記により算定します。

$(\text{組合員の基準収穫量} - \text{組合員の収穫量}) - \text{組合員の基準収穫量} \times 20 / 100$

9. 共済金が支払われない場合

（1）共済責任期間外の災害

①ホップを収穫し、圃場から搬出した後の災害

②収穫適期を過ぎた時期の災害

③発芽前の災害

（2）通常すべき肥培管理や損害防止を怠ったために生じた災害

（3）共済事故の発生通知を怠り、または悪意もしくは重大な過失によって不実の通知をしたとき

（4）悪意もしくは重大な過失によって、畑作物共済（ホップ）加入申込書兼畑作台帳に不実の記載、あるいは不実の変更通知をしたとき

（5）通常の栽培方法以外のものに変更した結果生じた損害

（6）植物防疫法の規定に違反した結果生じた損害

10. 分割評価

通常行うべき肥培管理の粗放、病虫害防除の不適當、その他共済事故以外の原因によると認められる減収がある場合には、その原因による減収量と共済事故による減収量を分割し、共済事故以外の原因による減収量（分割減収量）は、共済金支払対象の減収量から除かれます。

11. 加入者の通知義務

- (1) 共済事故による損害が発生した場合には、遅滞なく、当組合に事故発生通知・損害通知をしてください。
- (2) 共済金の支払を受けるべき損害があると認めるときは、遅滞なく、次の事項を当組合に通知してください。
 - ①災害の種類
 - ②災害の発生日月
 - ③災害により被害を受けた場所その他災害によって生じた損害の状況
 - ④その他災害の状況が明らかとなる事項
- (3) 当該共済関係に係る共済目的について、次に掲げる異動が生じたときは、遅滞なく、組合へその旨の通知が必要です。
 - ①共済目的を譲渡したとき
 - ②収穫適期前に刈り取り、抜き取りもしくはすき込んだとき
 - ③通常の栽培方法以外のものへ変更したとき
 - ④加入申込書又は変更届出書に記載した事項を変更したとき

12. 共済関係の解除

次の場合、共済関係を解除する場合があります。

- (1) 加入申込書により告知した事項について、故意若しくは重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたとき
- (2) 共済掛金を納入期限までに納入しなかった場合
- (3) 共済金の給付を目的とした損害を生じさせようとした場合

13. 個人情報の取り扱いについて

加入申込書記載事項やご加入に際し知り得た情報につきましては、当組合、秋田県農業共済組合連合会、農林水産省が、引受・損害評価事務などのほか、損害防止など各種サービスの提供・充実のために限り利用させていただきます。

なお、法令により必要とされた場合には、個人情報を第三者に提供することがあります。

※ この重要事項説明書の内容は、畑作物（ホップ）共済の主な項目を記載しているものであり、不明な点やさらに詳細な内容についてお聞きしたい場合には、右記にご連絡願います。

〇〇〇〇農業共済組合〇〇〇課

担当 〇〇〇〇〇〇

Tel 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇